

令和4年第1回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 **開催日時** 令和3年3月8日（火曜日）午前10時30分～午前11時5分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **審査案件**

議案第66号 公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第75号 青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4 **報告案件**

- (1) 専決処分報告について（青森駅自由通路整備等に関する工事）
- (2) 青森市都市計画マスタープランの策定について
- (3) 青森市立地適正化計画の改定について
- (4) 青森市地域交通計画の策定について
- (5) 青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」令和4年度通年運行について
- (6) 事故の報告について
- (7) 事故の報告について
- (8) 令和4年度夏ダイヤ改正の概要について

○出席委員

委員長	神山昌則	委員	工藤健
副委員長	山本武朝	委員	藤原浩平
委員	中田靖人	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	里村誠悦

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	鈴木裕司	水道部次長	西村務
都市整備部長	平岡弘志	交通部次長	今国弘
浪岡振興部長	三浦大延	都市政策課長	櫻田文明
水道部長	横内修	交通部管理課長	堀川慎一
交通部長	赤坂寛	関係課長等	
都市整備部次長	佐々木浩文		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 柿 崎 良 輔

議事調査課主事 笹 田 貴 子

議事調査課主査 岩 間 憲 仁

○神山昌則委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、三浦浪岡振興部長が本委員会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

議案第66号「公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。水道部長。

○横内修水道部長 議案第66号「公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「1 制定理由」につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するなどのため、関係条例の整備に関する条例を制定するものであります。

「2 経緯及び目的」につきましては、公共下水道事業等において、青森市下水道事業地方公営企業法適用基本方針に基づき、令和2年度に法の財務規定を適用し、令和3年度には水に関する業務を所管している下水道事業との組織統合を行ったところであります。令和4年度からは、公共下水道事業等に法の規定の全部を適用し、下水道事業及び自動車運送事業に加え、公共下水道事業等についても公営企業管理者を設置することで、下水道事業及び公共下水道事業等の事務執行を統一し、効率的・合理的な企業運営を図るものであります。

「3 関係条例の主な整備（改正）内容」につきましては、「① 青森市公営企業の設置等に関する条例」において、公共下水道事業等における地方公営企業法の適用を財務適用から全部適用に改正するとともに、公共下水道事業等に公営企業管理者を設置するもの、「② 青森市事務分掌条例」において、部の設置及び分掌事務の規定から「水道部」を削除するもの、「③ 青森市職員定数条例」において、市長の事務部局及び公営企業の事務部局の職員の定数を改正するもの、「④ 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例」において、下水処理作業手当、下水管きょ清掃等手当及び水質検査、塩素取扱手当に係る規定を削除するもの、「⑤ 青森市職員の育児休業等に関する条例」において、④の青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、育児短時間勤務職員への月額特殊勤務手当の支給に関する規定を削除するもの、「⑥ 青森市農業集落排水施設条例」、「⑦ 青森市下水道条例」、「⑧ 青森都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」、「⑨ 青森市公共下水道事業分担金条例」においては、条文中の語句の整理を行い、「市長」を「公営企業管理者」に、

「規則」を「規程」に改めるものであります。なお、「② 青森市事務分掌条例」、「④ 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例」及び「⑤ 青森市職員育児休業等に関する条例」で削除した条項につきましては、企業局の規程に追加することとしております。

「4 施行期日」につきましては、令和4年4月1日としております。なお、それぞれの条例改正の詳細につきましては、資料2の新旧対照表のとおりであります。

以上、議案第66号「公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○神山昌則委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 議案第75号「青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」お手元に配付させていただいております資料に基づき、御説明申し上げます。

初めに、「1 市街化調整区域の許可について」であります。市街化調整区域については、原則として建築物の建築はできないところでありますが、都市計画法第34条第12号の規定により、条例で区域、目的または予定建築物等の用途を限り定められたものを建築できることとなっており、本市においては、青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例により、自己用住宅の建築に関する要件を定めております。

次に「2 改正理由」であります。都市計画法施行令の改正により、土砂災害警戒区域等を許可の対象区域から除外することとなったこと、及び青森市都市計画マスタープランの策定に伴い、移住・定住の促進及び集落のコミュニティー維持を図るため、所要の改正を行うものであります。

「3 改正内容」につきましては、1つには、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域及び浸水深3メートル以上の洪水浸水想定区域について、許可の対象区域

から除外するものであります。2つには、集落内における自己用住宅を建築する場合の許可要件の1つである居住歴について、現行の指定既存集落2年、既存集落15年と定めているところを、集落の種類を問わず2年に統一するものであります。

資料2を御覧ください。

既存集落等の位置図となっております。左の表に既存集落名がありますが、許可対象区域から除外する区域の有無を表示しております。図の中央上に例を挙げておりますが、赤線の集落の枠内にある黄色の土砂災害警戒区域の部分が許可対象区域から除外されることとなります。また、左の表の右側に居住歴の変更を記しております。

資料3の新旧対照表におきましては、ただいま御説明した内容が第3条、同条第3号（イ）及び第4条になっております。

「4 施行期日」につきましては、令和4年4月1日を予定しております。

以上、議案第75号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○神山昌則委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○神山昌則委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「専決処分の報告について（青森駅自由通路整備等に関する工事）」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 「専決処分の報告について（青森駅自由通路整備等に関する工事）」について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

令和3年第1回定例会において御議決をいただきました標記工事について、変更協定の締結に係る専決処分をさせていただきましたので御報告申し上げます。

なお、本案件につきましては、2月10日に開催された都市建設常任委員協議会におきまして、協定金額が変更となる見込みであり、協定を専決処分により変更させていただく予定である旨、御報告した案件であります。

工事の名称及び場所については、資料のとおりであります。

青森駅自由通路の整備については、平成30年7月18日に、鉄道事業者である青森県及び東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所との間で青森駅自由通路整備等に関する工事の施行協定を締結し、今年度は、資料の青の破線の部分、旧駅舎を撤去するとともに、資料の赤の破線、自由通路東口等の一部でエスカレーター等の設備工事及び内外装等の工事を行ってきたところであります。この、今年度実施している工事において、工事の進捗に伴い精査した結果、工事費が減額したものであります。

今回の変更により、減額となります金額は4955万1639円で、変更前の金額28億1306万5623円のおよそ1.76%となります。これは、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会からあらかじめ指定をいただいております「変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの」でありますことから、資料の専決処分日に記載のとおり、2月22日、同規定に基づく専決処分により、変更協定の締結をさせていただいたところであり、同条第2項の規定に基づき、本定例会に追加案件として御報告させていただいているところであります。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市都市計画マスタープランの策定について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 青森市都市計画マスタープランの策定について御報告いたします。

本計画につきましては、昨年10月の本常任委員協議会において、計画素案及びわたしの意見提案制度の実施について委員の皆様へ御報告させていただきました。

このたび、市民意見の募集結果を取りまとめた公表資料及び策定した青森市都市計画マスタープランについて御報告いたします。

まず、お手元に配付しております資料1の『（仮称）青森市都市計画マスタープラン（素案）』に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

「1 意見の募集期間」に記載のとおり、令和3年11月1日から同年11月30日まで、「2 意見の募集方法」に記載のとおり募集したところ、「3 提出された意見」に記載のとおり、4名の方から16件の御意見をいただきました。御意見の概要とこれに対する市の考え方については、3ページ目から5ページ目に記載のとおり

となっております。

「4 計画の策定」につきましては、記載のとおりであり、次に、2 ページ目の「5 意見の募集結果と策定した計画の公表」につきましては、意見募集時と同様、市のホームページに掲載するほか、各庁舎及び市民センター等において縦覧に供することとしており、縦覧期間は令和4年4月15日～同年5月14日までとしております。

次に、資料2は「青森市都市計画マスタープランの概要」、資料3は計画の本文となっております。素案からの大きな変更点はないものです。

御報告は以上となります。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 都市計画マスタープランなんですけれども、まちづくりにおいて最上位のとても大切な計画であります。個々にはいろいろ様々な御意見、要望があって、予算特別委員会等でも質疑があるかもしれませんが、こういうマスタープラン——今日は総務部長はいないけれども、条例ではないので、議決案件にはなっていないと思うんですけれども、旧青森市・旧浪岡町のマスタープラン策定から、これは何年ぶりの改定でしたか。

〔「20年ぶり」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員 20年ぶり、分かりました。これから様々な審議があることを期待して終わります。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市立地適正化計画の改定について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 青森市立地適正化計画の改定について御説明いたします。

お手元に配付しております資料1を御覧ください。

「1 計画策定の目的・計画期間」についてです。

目的としましては、人口減少や少子高齢化の進展などの社会環境の変化に対応し、市内各地域の特色を生かしつつ、居住機能・都市機能の誘導や公共交通の充実といったコンパクト・プラス・ネットワークの形成により、持続可能な都市づくりを目指すことを目的として策定するものです。計画期間は、令和6年度からおおむね20年とするものです。主な改定内容としましては、現状調査・分析・評価に基づき、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などを踏まえた計画内容の改定や、令和2年の法改正により、計画の記載事項として新たに位置づけられた防災指針に係る所要の改定となっております。

次に、「2 防災指針とは」についてです。

令和2年の都市再生特別措置法改正の背景としまして、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっております。概要としまして、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせる等により、都市の災害リスクの見える化を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置づけるものとなっております。

次に、「3 今後のスケジュール」としまして、令和4年度に、現状調査・分析・評価、防災指針に係る検討を行い、令和5年度には、基本方向・計画素案の作成を行う予定としており、令和5年度末の計画改定を目指してまいります。

資料2は、本計画改定の詳細についてまとめたものとなっております。

御説明は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市地域公共交通計画の策定について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 青森市地域公共交通計画の策定について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「1 計画策定の目的・計画期間」についてです。

目的としましては、人口減少や少子高齢化の進展などの社会環境の変化に対応しつつ、コンパクトなまちづくりと地域公共交通の連携によって、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進める上で地域にとって望ましい姿を明らかにするため策定するものです。計画期間は令和6年度から令和10年度までの5か年とするものです。主な策定内容としましては、現状調査・分析・評価に基づき、社会経済情勢の変化や各事業における進捗・成果等を踏まえた青森市地域公共交通網形成計画の内容の見直しや、法改正により追加された必須記載事項の設定となっております。

次に、「2 地域公共交通計画」についてです。

趣旨としましては、従来の地域公共交通網形成計画に対し、対象や内容、位置付け、実効性確保、それぞれの面で拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組をさらに促進していくためのものとしております。期待される効果としまして、本計画の策定や利用者数・収支などの定量的な目標の設定や、毎年度の評価・分析等が努力義務化され、データに基づくPDCAサイクルが強化されたことにより、計画の実効性が高まることが期待されております。

最後に、「3 今後のスケジュール」につきましては、立地適正化計画の改定と整

合性を図るため、令和4年度に現行計画の評価、現状・問題点・課題の整理を行い、令和5年度には、基本方針・目標・目標達成のための施策・達成状況の評価の検討を行う予定としており、令和5年度末の計画策定を目指してまいります。

資料2は、現行計画の「青森市地域公共交通網形成計画」の概要版となっており、資料3は、本計画策定の詳細についてまとめたものとなっております。

御説明は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 この地域公共交通計画ということですが、操車場跡地やアリーナの駅は、まだ具体は形になってないわけですが、そこの整合性はこの計画と——できていないものを待っているわけにはいかないので、駅だけではありませぬのでね、公共交通、今後、その駅の見込み、設置への流れとの整合性はどのように計画はとっていくのでしょうか。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 今、山本委員からお話のあった件でありますけれども、今回のこの公共交通計画を策定する中で、あるいは先ほど申し上げました、来年度、令和4年度には現状の分析等を行う予定にしておりますので、それらを踏まえて、反映していきたいと思えます。

〔山本武朝委員「了解」と呼ぶ〕

○神山昌則委員長 工藤委員。

○工藤健委員 1つだけ。計画の主な策定内容の中で2つ目、法改正により追加された必須記載事項、例えばどのようなことがありますか。

○平岡弘志都市整備部長 資料の3を御覧いただければと思えます。

資料3の左下のところに「(3) 地域公共交通計画に定める主な記載事項」ということで書いてあります。ここにあります必須事項、4つほど書いてありますがこういったものが、今回、新たに追加して記載することになったものであります。

○神山昌則委員長 よろしいでしょうか。

○平岡弘志都市整備部長 資料3の左下、「(3) 地域公共交通計画に定める主な記載事項」と書いてあります。

〔「2ページ」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市シャトル・ルートバス『ねぶたん号』令和4年度通年運行について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 「青森市シャトル・ルートバス『ねぶたん号』令和4年

度通年運行について」御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」につきましては、令和3年度の利用状況等を踏まえ、令和4年度の運行内容は、運行便数を1日当たり9便とし、ゴールデンウイークの4月28日から5月8日までの間と、夏季休業期間の7月22日から8月21日までの間は、1日当たり19便に増便することとしております。

運賃につきましては、1回乗車300円、1日乗車券700円、2日乗車券800円とし、3月5日から運用を開始した青森市地域連携ICカードAOPASSでの運賃収受に対応しております。また、休日限定で市営バスや市バスでも1日乗り放題となるAOPASSワンデーパスを1000円で、2日間乗り放題となるAOPASSツーデーパスを1500円で販売しております。

2ページを御覧ください。

令和4年度の運行ダイヤをお示ししております。オレンジ色でお示ししているのが通年運行、緑色でお示ししているのが増便するダイヤとなっております。

これらの運行に当たっては、新型コロナウイルス感染症感染予防対策に努めるとともに、広報あおもりや市ホームページのほか、グーグルマップによる経路検索サービスや、案内用リーフレット、沿線施設等における周知等により、広報・周知に努めてまいります。

御報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 市道の破損等に起因して発生した事故について、お手元に配付しております資料に基づき御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和4年1月25日火曜日、午後6時40分頃、里見二丁目の市道三内久須志線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受けた当日に道路維持課職員により、応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、市が加入している道路賠償責任保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しているほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよ

う努めてまいります。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
工藤委員。

○工藤健委員 ここに限らずなんですけれども、これから雪解けの中で、もう、今現在でかなり穴が見えています。それで、除雪のパトロールの皆さんは、今度チェンジして、こちらのほうのパトロールになると思いますけれども、今年度とても多かったのですが、来年度は、そういうことのないように、できるだけ努めていただきたいとお願いします。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 雪庇の落雪に起因して発生した事故につきまして、お手元に配付しております資料に基づき御報告申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思っております。

事故の発生は、令和4年2月9日水曜日、午後1時35分頃、東北自動車道上りにおきまして、青森方面から浪岡方面へ走行中の車両に東北自動車道を跨ぐ市道橋北藤巻橋から雪庇が落下し、フロントガラス及び右サイドミラーが損傷したものであります。

今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、事故処理につきましても、事故後、東北自動車道を管理するNEXCO東日本におきまして、北藤巻橋の雪庇の除雪及び落下した雪の処理が行われたところであります。

なお、現在は被害者との示談に向け、市が加入しております道路賠償責任保険の引受会社も含めて相手方と交渉中であります。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和4年度夏ダイヤ改正の概要について」報告を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 令和4年夏ダイヤ改正の概要につきまして、御報告いたします。

資料を御覧いただきたいと思っております。

交通部では、安心して信頼のあるサービス提供に向け、夏ダイヤ・冬ダイヤの2シーズン制ダイヤを導入しておりまして、引き続き2シーズン制ダイヤを実施いたします。

まず、改正時期につきましては、令和4年3月22日火曜日からとしております。運行規模につきましては、夏期の利用状況を踏まえ、1日当たりの運行便数として

は、平日は昨年夏ダイヤと同様の 871 便、休日についても昨年同様の 747 便といたします。

改正の主な内容でありますけれども、①といたしまして、ただいま、申し上げましたとおり、夏期の利用状況を踏まえた運行便の調整を行います。②といたしまして、夏期における交通環境の変化に対応するため、運行時間の変更を行います。③として、一般乗合旅客自動車運送事業に係る管理の受委託、いわゆる運行委託を継続いたします。

御利用の皆様への周知につきましては、広報あおもり 3 月 15 日号に掲載するほか、市営バスのホームページ等を通じて広くお知らせをしております。

以上が、令和 4 年夏ダイヤ改正の概要でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかの理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 また、委員の皆さんから御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)